

1 新規に学校指定を受けることを希望される場合

当社の指定学校として、新規に指定を受けることを希望される場合は、次の(1)～(6)の学校指定申請書類を提出してください。

(1) 学校指定申請書

(2) 設立の告示又は認可書の写し

(3) 学則（監督庁に届け出ずみのもので、次の事項が記載されているものです。）

ア 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

ウ 学科課程及び授業時数に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

エ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項

(4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類

（在籍生徒数が未確定の場合は、その見込み数）

(5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類

(6) 学校所在地のもより駅及びJR線利用の状況を記載した書類

（利用状況が未確定の場合は、そのおよその通学範囲）

(4)～(6)は、(3)の学則にその内容が記載されている場合は、省略できます。

※上記書類をご提出後、当社が指定学校と認定した場合は、後日「学校指定書」を送付いたします。

なお、「学校指定書」送付後は、「請書」を提出していただきます。